特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０４号

鹿児島市鴨池新町14番１号
清算株式会社　東洋通商株式会社
代表清算人　南　　通弘

１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（以下「弁済原資」という。）を以下のとおり弁済する。
①　協定債権元本額のうち金10万円を各協定債権者に弁済する。
②　弁済原資から上記①による弁済金総額を控除した残額を、各協定債権者の協定債権元本額から上記①による各弁済額を控除した金額で按分した金額を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

鹿児島地方裁判所民事第３部

保全管理命令

平成２５年（再）第１号

高知市長浜4450番地１
再生債務者　株式会社セネカ
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　高知市本町５丁目２番17号　高知本町ビル４階　山下訓生法律事務所　弁護士　山下　訓生
平成25年４月19日　　高知地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第５号

大阪市西区江戸堀１丁目８番22号
再生債務者　株式会社山本友綿行
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区難波３丁目７番12号　ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階　塩路法律事務所　弁護士　塩路　広海
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号

北海道沙流郡日高町字厚賀町67番地
再生債務者　北厚林業株式会社
代表者代表取締役　西内　敏男
１　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年６月13日から平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号

青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
再生債務者　株式会社スーパー三正
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権の行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年６月７日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年５月31日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月24日
平成25年４月19日
青森地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号

岡山市北区下中野348番地の103
再生債務者　三洋エンジニアリング株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月16日までに、書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月17日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第２号

香川県観音寺市室本町1325番地61
再生債務者　株式会社室本興産（開始時の商号　株式会社オーブン）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月17日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第３号

愛媛県四国中央市土居町中村620番地１
再生債務者　株式会社室本興産愛媛（開始時の商号株式会社オーブン愛媛）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月17日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第４号

埼玉県越谷市大字南荻島832番地
再生債務者　株式会社大文越谷
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月17日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１８号

埼玉県春日部市粕壁東２丁目10番25号　ハイホーム春日部ブロードタウン306号室
再生債務者　八木　慎也
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月24日から平成25年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第９号

千葉県印旛郡酒々井町柏木118番地５
再生債務者　菅佐原昇三
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月24日から平成25年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部